

令和2年4月14日
事務連絡

組合員 各位

東京理容国民健康保険組合
理事長 柳田 哲男

緊急事態宣言下における東理国保事務所の事業継続について

日頃より、組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発令され、10日より東京都においても緊急事態措置が実施されることとなりました。

緊急事態宣言を踏まえて東理国保事務所では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため下記のとおり営業時間等を変更して開所いたします。

記

営業時間の短縮

9：15～17：00 → 10：00～16：00

対応職員の人数削減し交代勤務とする

期間(暫定)

令和2年4月15日～令和2年5月6日

以上

よって、上記対応により、電話応対等に支障をきたす場合もあるかと思えます。組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。